

地域支援事業実施要綱の改正に伴う算定・加算基準等の変更内容一覧

適用開始日：平成30年10月1日

| サービス種別 | 項目 | 内容 |
|-------------------------------------|-------------------------|---|
| 旧介護予防訪問サービス | 生活機能向上連携加算における算定要件等の変更 | <p>改正前</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活機能向上連携加算 <u>100単位/月</u> <p>改正後</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活機能向上連携加算（Ⅰ） <u>100単位/月</u> 生活機能向上連携加算（Ⅱ） <u>200単位/月</u> <p>算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取り扱いに準ずる。</p> |
| | 同一建物減算における算定要件等の変更 | 建物の範囲について、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取り扱いに準ずる。 |
| 旧介護予防通所サービス 短期集中通所サービス（栄養改善加算のみ） | 生活機能向上連携加算の新設 | <ul style="list-style-type: none"> 生活機能向上連携加算 <u>200単位/月</u> <p>※ただし、運動器機能向上加算を算定している場合には、<u>100単位/月</u>とする。</p> <p>算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取り扱いに準ずる。</p> |
| | 栄養スクリーニング加算の新設 | <ul style="list-style-type: none"> 栄養スクリーニング加算 <u>5単位/回</u> <p>※6月に1回を限度とする。</p> <p>算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取り扱いに準ずる。</p> |
| | 栄養改善加算における算定要件等の変更 | 平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取り扱いに準ずる。 |
| 全サービス共通 | 介護職員処遇改善加算における一部算定区分の廃止 | <p>以下の算定区分を廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） |